第一章　総則

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第一条の二を削る。

第二十条第一号中「第一条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二号中「第十六条」を「第九条」に改め、同条第三号中「第十七条の二十四」を「第八十四条」に、「委託放送業務日誌」を「基幹放送業務日誌」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第百一条の規定に基づき保存する会計記録

第二十条を第二百十八条とする。

第十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「又は総合通信局長」を削り、同条を第二百十七条とし、同条の前に見出しとして「（電磁的方法により記録することができる書類等）」を付する。

第十八条を削る。

第十七条の三十一中「第五十三条の三第四項」を「第百六十九条第四項」に改め、同条を第二百十三条とし、同条の次に次の章名及び三条を加える。

第九章　雑則

（適用除外）

第二百十四条　法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一　電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送

二　放送及びその受信の技術の発達のための試験研究の用に供される一般放送

三　臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送

四　一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域をいう。）において行われる有線一般放送

五　信号のみを送信するために行われる有線一般放送

六　一の有線放送施設に係る引込端子の数が五十以下の規模の施設により行われる有線一般放送（その全てが同時再放送又は共同聴取業務であるものその他これに類するものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）

七　公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接視聴又は聴取されることを目的として行われる有線一般放送

八　一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一の放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット（デジタル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあつては、毎秒四メガビット）以下である有線一般放送（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二章第二節から第六節までに規定する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。）

2　第百三十三条第二項及び第三項の規定は、前項第六号の引込端子について準用する。

（特例措置）

第二百十五条　基幹放送設備を設置する認定基幹放送事業者、基幹放送局設備を設置する基幹放送局提供事業者、特定地上基幹放送局等設備を設置する特定地上基幹放送事業者及び法第百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を設置する登録一般放送事業者は、特別な理由によりこの省令の定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この省令の定めるところによらないで電気通信設備をその放送の業務の用に供することができる。

（書類の提出等）

第二百十六条　法（第五章、第六章、第百四十七条、第百七十五条及び第百八十条の規定に限る。）又はこの省令の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一　申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二　第百六十七条の規定による意見書　当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

2　前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令の規定（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）により地上基幹放送に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

3　総務大臣は、前項の書類を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

4　前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信用地上基幹放送、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

第十七条の三十中「第五十三条第一項」を「第百六十七条第一項」に改め、同条を第二百十二条とする。

第十七条の二十九第一項中「第五十三条第一項」を「第百六十七条第一項」に改め、同項第二号中「第五十三条の二」を「第百六十八条」に改め、同条を第二百十一条とする。

第十七条の二十八第一項中「第五十二条の三十六第一項」を「第百六十六条第一項」に、「別表第二十六号」を「別表第六十七号」に改め、同条を第二百十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第八章　放送番組センター

第十七条の二十八の二十七及び第十七条の二十八の二十八を削る。

第十七条の二十八の二十六第一項中「第五十二条の三十六第一項」を「第百六十五条第一項」に、「別表第二十五号」を「別表第六十六号」に改め、同条を第二百九条とする。

第十七条の二十八の二十五の前の見出しを削り、同条第一項中「第五十二条の三十六第一項」を「第百六十五条第一項」に、「別表第二十四号」を「別表第六十五号」に改め、同項第三号中「による登記の」を「がその効力を生ずる」に改め、同条を第二百八条とし、同条の前に見出しとして「（認定の承継の申請）」を付する。

第十七条の二十八の二十四第一項中「第五十二条の三十五第二項」を「第百六十四条第二項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第百六十三条の規定による子会社地上基幹放送事業者の行う基幹放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において基幹放送を行う地上基幹放送事業者（次号において「特別地上基幹放送事業者」という。）であるとき。

二　特別地上基幹放送事業者に対して支配関係を有する者であるとき。

第十七条の二十八の二十四第二項を次のように改める。

2　前項第二号の支配関係とは、法第九十三条第二項各号のいずれかに該当する関係をいう。

第十七条の二十八の二十四を第二百七条とする。

第十七条の二十八の二十三中「第五十二条の三十五第一項」を「第百六十四条第一項」に改め、同条を第二百六条とする。

第十七条の二十八の二十二第一項中「第五十二条の三十五第一項の」を「第百六十四条第一項の」に改め、同項第一号中「第五十二条の三十五第一項に」を「第百六十四条第一項に」に、「第十七条の二十八の二十四」を「第二百七条」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第十七条の二十八の二十四第一項第一号」を「第二百七条第一項第一号」に、「特別地上系一般放送事業者」を「特別地上基幹放送事業者」に、「及び第十七条の二十八の二十四」を「及び第二百七条」に改め、同条を第二百五条とする。

第十七条の二十八の二十一第一項中「第五十二条の三十五第一項」を「第百六十四条第一項」に改め、同条を第二百四条とする。